

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2019年
4・5月 No.345
令和元年
初号

祝 令和

室伏広治氏公開講演会

第2回川柳コンテスト募集開始!!

青年部会

第7回

スタンプラリー



羽根木公園:つつじ垣に佇む中村汀女句碑
昭和を代表する女流俳人。昭和12年から代田に住まわれこのあたりよく散策されたと言う。碑の句は代表作の一つ。「外にも出よ ふるるばかりに 春の月」



北沢法人会 会員の皆さまへ 日本政策金融公庫からのご案内 「事業資金」のお知らせ

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内

ご融資額 2,000 万円以内
返済期間 設備 10 年、運転 7 年

ご相談は渋谷支店の担当者 大川 が
承ります。お気軽にご相談ください。

「国の教育ローン」をご存じですか？

公的融資制度として35年以上の歴史をもつ
「国の教育ローン」のことです。

融資限度額 >> \ お子さま1人につき / \ 海外留学資金の場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



「国の教育ローン」3つのポイント

- 1**
固定金利
年 1.78%
平成31年4月1日現在
最長 15 年の
長期返済
- 2**
ご家庭の状況
に応じた
優遇制度
- 3**
(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は、最長 15 年までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、返済期間の延長、金利の低減などの優遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)
Tel: 03-3464-3914

都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料

証明書等の種類	手数料額
23区内の固定資産（土地・家屋） 評価証明書・関係証明書・物件証明書	1件 400円 ※1 2件目以降1件100円 ※2
都税の納税証明書	1件1税目につき400円 ※3
自動車税納税証明書（継続検査等用）※4	無料
23区内の土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに300円
23区内の土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに300円

※1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。

※2 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、2件目以降1件につき100円となります（ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです。）。

※3 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。

※4 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています（納付後最大10日程度かかります。）。

上記以外の証明・閲覧、公用照会（固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。）などは、都税証明郵送受付センターではお取り扱いできませんので、所管の都税事務所・支所（納税証明書のみ取扱い）に申請をお願いします。

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索



目次

日本政策金融公庫からのご案内	2	東京税理士会北沢支部伝授 經理の知識 自社株評価(7)	11
都税事務所からのご案内	3	夏の健康診断のご案内/第2回 川柳コンテストご案内	12
室伏広治氏 公開講演会	4	代沢・代田支部「北沢川緑道の桜まつり」/桜上水支部「しもたか大桜まつり」	13
第7回 ふくふくスタンプラリー	5	給田・北烏山支部「第2回公開税務研修会」/「第2回移動研修会」	14
第21回 女性部会SKT連絡協議会/女性部会 署長を囲む会	6	梅丘支部「第2回公開税務研修会」および「懇談会」	15
女性部会 報告会と懇談会/教えて！税金八先生！	7	下北沢支部「池ノ上さくらフェスティバル」/	
桜上水支部 第2回公開税務研修会及び講演会/南烏山・粕谷支部 会員会議	8	明大前支部「第2回公開税務研修会」	16
ワンポイントアドバイス 「大切です！就業規則」	9	会員紹介	17
法律相談 「お子さんのいないご夫婦、必見!!」	10	リレー後記/教えて！税金八先生！（こたえ）/お詫び	18

室伏広治氏 公開講演会



公益社団法人北沢法人会主催「室伏広治氏公開講演会」が平成31年2月26日(火) 18:30～20:00 烏山区民会館大ホールで開催され、講演会当日は351名の方々にご参加いただきました。

講演に先立ち飯野光彦会長より開会の挨拶があり室伏氏が登壇。室伏氏はテレビで見る通り、身体はかなり大きいですが、表情や話し方はとても爽やかでお話しもとても上手な方でした。

講演自体は1時間ちょっとの時間でしたが、素晴らしいお話をいただきました。

そんな中で、印象に残った話をご紹介します。

“成績が優秀なだけでは勝てない。

日常と違う環境下で戦える逞しさが必要。”

これはオリンピックなど非日常の場所で勝つための話としてご紹介いただきました。

いくらその競技での腕前が上手でも、日本のように環境が整っていない国や場所、日常ではありえない競技環境だったり、オリンピックのようにとてつもないプレッシャーがかかる場面では、メンタル的なタフさがないと勝つことができないということです。

一般的に考えると、まずはその競技の技術を磨くことに全力をかけてしまいます。

そして技術を磨き、なんとか大きな大会まで行くことができたとしても、メンタル面での強さがなくて負けてしまう選手が多いということです。

だから、その競技の技術と合わせて日常とは違う環境でも力を発揮できるメンタルの強さを一緒に身につける必要があります。

この話を伺いながら、日本陸上選手権での20連覇やオリンピックで金メダルを取られた室伏さんはとてつもなく努力をされていると感じました。

当たり前のことですが、世界中から強豪の集まるオリンピックなどで金メダルを取ることは本当に大変なことです。

金メダリストにはリスペクトしていますが、金メダルまでいかなくてもオリンピックに出場すること、そしてそれを目指して日々頑張っている多くの選手にもエールを送りたいと思える素晴らしい講演でした。

最後に北沢法人会の善養寺大作副会長の挨拶で閉会となりました。

お忙しい中、お集まりいただいた皆さんをはじめ、講演会の準備に奔走いただいた委員の皆さん、そして、海外出張の飛行機に乗られる直前に講演のお時間を取っていただいた室伏さん、ありがとうございました。

(公益事業委員 加納 幸典)



第7回 ふくふくスタンプラリー



2019年3月23日(土)梅丘地区にて「ふくふくスタンプラリー」を開催致しました。世田谷区のご後援をいただいた青年部の社会貢献事業です。

当イベントは、ご協賛頂いた福祉作業所様・企業様の敷地内にスタンプ台を設置し、参加者の皆様に各施設等をまわっていただきながら、作業所の活動体験や利用者さんと接することを通して、この地域の福祉活動に触れていただくことを目的としています。

今回は、従来のすまいる梅丘さん、白梅福祉作業所さん、サミット梅丘店さんに加え、新たに東京リハビリテーションセンター世田谷さんのご協賛でスタンプ台を設置させていただき、世田谷区が整備する新しい保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」へ皆様に足を運んでいただく機会をご提供できました。

またこの事業に関しましては、ジェイコム世田谷局様に全面的にご協力頂き、スタンプ台のご提供、撮影等の広報活動、景品としてノベルティーグッズのご提供によりスタンプラリーの運営にご協力頂くのみならず、ゆるキャラ「ざっくう(ZAQ)」の出動をお願いしており、今回も子供たちや施設の利用者さん、施設スタッフの皆さんからもざっくうの所在を尋ねられるなど、大好評を博しました。行動を共にした「イータ君」も愛嬌を振りまいてくれ、笑顔を誘っていました。

当日は気温が低いうえに時折小雨が降る生憎の空模様にもかかわらず、600名近い方々のご参加をいただきま



した。ただ今回は、新しいスタンプのポイントができたり本部の場所が変更になったり例年と違ったオペレーションとなったうえに、参加者が午前中に集中するなどの不測の事態が加わり、一部スタッフの対応が追い付かない状況が発生するなど、反省点も多々ございました。

当事業は、世田谷区総合福祉センターの「さくらまつり」と共催という形で実施して参りましたが、2019年3月末で今のセンターが閉所となる為、現在のような形で実施するのはスタンプラリー・さくらまつり共に最後となります。

同日はセンターの閉所式が行われ、関係者の皆様が多くお見えになっていた事もあり、福祉作業所の方々の物品販売ブースがいつもにも増して賑わっているように見受けられました。青年部会が展開した梅ヶ丘駅前の「アンテナショップ」や、総合福祉センター内のコロツケの模擬店も、おかげさまで昨年以上の売り上げを上げることができました。

多くの方々のお力添えにより、第7回ふくふくスタンプラリーも無事に終了することができました。準備段階より様々な面でご協力くださった共催各団体・協賛企業の皆様、当日ご来場くださった地域の皆様、運営を支えてくださった青年部会員・ボランティアの皆様、そして共に走ってくださった実行委員の皆様、この場を借りて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(ふくふくスタンプラリー実行委員長 青年部 坂東 諭史)

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

大成出版社

取締役会長 松林 久行

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

第21回 女性部会 SKT 連絡協議会



平成 31 年 2 月 20 日、北沢法人会の主催にて駒場東大構内の木々に囲まれた素敵なレストラン《橄欖^{かんらん}》にて懇談会食。飯野会長も出席し駒沢界隈の楽しいお話を聞かせていただきました。

各法人会の活動報告や、「税に関する絵はがきコンクール」の進め方、部会としての活動等、同じ世田谷区でも 3 法人それぞれ特色があり、活発に意見交換が

できました。

楽しい会食の後会場から徒歩 5 分ぐらいのところにある「重要文化財の旧前田家本邸」洋館と和館で、普段は見られない素晴らしい調度品を見学しました。

和館では日本庭園（池泉庭園）茶室等、心なごむ時間を過ごす事ができ有意義な一日となりました。

（女性部会長 広瀬 節代）

女性部会 署長を囲む会



平成 31 年 3 月 4 日（月）15:00～16:00 北沢法人会館大会議室にて、「北沢税務署長を囲む会」を開催しました。原省三北沢税務署長、法人課税第 1 部門 統括国税調査官の工藤康治様、法人課税第 1 部門 上席国税調査官の池田研司様にお越し頂きました。

初めてご夫婦で出席された会員さんは、税務署の方のお話しが聞くことができ有意義な時間を過ごすことができた喜んで、また別の行事にも参加したいと言ってくれました。

原北沢税務署長より「私の履歴書～国税組織あれこれ～」のテーマで講演をして頂きました。また、愛媛県新居浜市出身とのことで四国にまつわるクイズも出題して頂いて、楽しく、分かりやすく、知識を習得することが出来ました。

参加は 21 名でしたが、次回は更にたくさんの方を誘い合わせて、素敵な時間を共有できたら嬉しいなと思いました。

（女性部会 副部会長 平塚 早苗）

桜上水支部 第2回公開税務研修会及び講演会

平成 31 年 2 月 27 日（水）西田副支部長のご尽力で、桜上水ガーデンズのレセプションハウスをお借りし開催出来ました。築浅のきれいな会議室にて、第1部公開税務研修会、第2部健康講演会、第3部懇親会と、沢山の出席を頂きにぎやかに開催できました。



第二部講師
梅ヶ丘ひかり眼科医院
中田光紀院長

第1部は、北沢税務署の上席国税調査官の池田研司様より、軽減税率の為のシステムや、区分記載請求書の書式など、より具体的な内容に踏み込んだ、実務的なご説明があり、経理処理上の参考となりました。

第2部は当会の会員でもある梅ヶ丘ひかり眼科医院の中田光紀院長より、恐ろしい目の病気である白内障や緑内障の発症メカニズムや治療の仕方、早期発見の心得など、わか



り易くとてもためになるお話をしていただきました。

特に第2部は桜上水ガーデンズの方のみならず近隣の方にもご参加いただき 40 名以上の大勢の聴衆が熱心に聞いてくださいました。

（桜上水支部 副支部長 立石 直）

南烏山・粕谷支部 会員会議

平成 31 年 2 月 1 日（金）2019 年初めての支部会員会議開催です。

議題は 2 月 8 日（金）開催予定の新年賀詞交歓会について。メインの公開講座についてはもちろん、その後のお楽しみである懇親会やビンゴゲームについても、途中から出されたお酒と美味しいイタリアン効果で、舌も滑らかになり、参加の会員全員での活発な議論が繰り広げられました。

会場は新入会員で粕谷にあるイタリアンレストラン「Primo Piatto（プリモ ピアット）」、きれいなオーブ



からジビエのラグーソースのパスタまでしっかり堪能させて頂きました。

美味しいものを頂いて、しっかりパワーを蓄え、南烏山・粕谷支部、例年以上に突っ走ります！

皆様、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます！

（南烏山・粕谷支部 羽鳥 裕介）

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア



小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング



株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7

パインフィールドビル 6 階

TEL 03(3327)1111(代表)

～働き方改革関連法④ 年次有給休暇の計画的付与～

このコーナーの第46回でも書かせていただきましたが、本年4月1日より全企業において、年10日以上の子年次有給休暇（以下、年休）が付与される従業員に対して、年休の日数うち年5日については、使用者が時季を指定し取得させることが義務付けられました。

今まで十分に年休の付与ができていなかった中小企業にとっては、どのようにして年休を取得させるか悩ましい問題かと思えます。

そこで、今回は労使合意のもと年休を計画的に取得させる計画的付与制度について説明していきたいと思えます。

1. 導入のメリット

制度の導入により、事業主としては、だれが年休で休むのか事前に把握できるなど労務管理がしやすく、計画的な業務運営ができます。また、従業員としては、ためらいを感じずに年休を取得することができます。

2. 制度導入により付与できる年休の日数

付与日数から5日を除いた（引いた）日数を計画的付与の対象にできます。

例）年次有給休暇の付与日数が11日の労働者	6日 労使協定で計画的に付与できる	5日 労働者が自由に取得できる
-----------------------	----------------------	--------------------

※5日は残しておかなければなりません。

3. 付与の方式

下記の3パターンが考えられます。会社の実態に応じた方式の導入を検討していくのがよいでしょう。

(1) 企業や事業場全体の休業による一斉付与方式

全従業員に対して同一の日に年次有給休暇を付与する方式（例えば製造業など、操業をストップさせて全従業員を休ませることができる事業場などで活用されている方式です。）

(2) 班・グループ別の交替制付与方式

班・グループ別に交替で年次有給休暇を付与する方式（例えば、流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業・事業場などで活用されている方式です。）

(3) 年休付与計画表による個人別付与方式

年休の計画的付与制度は、個人別にも導入することができます。夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか誕生日や結婚記念日など労働者の個人的な記念日（アニバーサリー休暇）を優先的に充てるケースがあります。

夏季休暇でしようする場合、7月から9月の間に取得するようにするなど一定の期間内に個人別で取るように定めることも可能です。

4. 計画的付与導入に必要な手続き

(1) 計画年休を導入する場合には、まず就業規則に「労働者代表との間に協定を締結したときは、その労使協定に定める時季に計画的に取得させることとする」などのように定めることが必要です。

(2) 実際に計画的付与を行う場合は、就業規則に定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表と間で書面による協定締結必要があります。なお、この労使協定は所轄労働基準監督署に届け出る必要ありません。

しかし、計画年休制度は、就業規則の絶対的記載事項である「休日」の内容に含まれます。

制度を導入する際に、就業規則の記載内容に変更の必要性があれば、必ず改定を行い、同時に就業規則の所轄労働基準監督署への届け出も忘れずをお願いします。

※協定は、届け出義務はありませんが、就業規則は届け出義務があります。

(3) 労使協定で定める項目は次のとおりです。

- ① 計画的付与の対象者
- ② 対象となる年休の日数
- ③ 計画的付与の具体的な方法
- ④ 年休の付与日数が少ない者の扱い
- ※新規採用等日数が不足するものには特別年休を付与など
- ⑤ 計画的付与日の変更

厚生労働省では、協定のひな型をだしております。3で示した付与の方式別の協定例もありますので、参考にしていただくのがよいでしょう。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

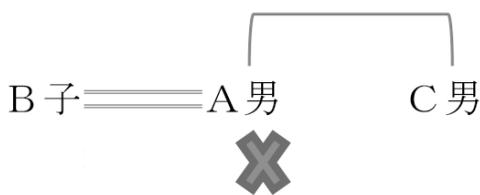
心のもつたセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

 株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>



■事案

A男（70代）とB子は、夫婦でしたが、昨年A男が亡くなりました。夫婦には子はいませんでした。A男の両親は既に他界しておりましたが、A男の弟であるC男が健在でした。

B子が、A男の四十九日を済ませたころ、C男の訪問を受け、C男から、A男の遺産がどうなっているのか聞かれるとともに、遺産分割を求められました。

A男には亡くなった当時、自宅不動産2,000万円相当、預貯金2,000万円がありましたが、A男は生前に「遺言」を作っていませんでした。

■顛末

残されたB子は、C男に対して、自身の老後の蓄えがないことを訴えて、相続を放棄するよう頼みましたが、断られてしまい、遺産分割を執拗に要求されました。

B子は、義弟であるC男と争うことに疲れ、預貯金1,000万円を渡し、遺産分割問題を終わらせました。

B子は、自宅不動産と残る預貯金1,000万円を相続することができましたが、預貯金が減ってしまったので、今後病気や介護などで大きな支出を迫られないか、経済的に不安な思いをしております。

■説明

このような顛末になった理由は、A男さんが生前に遺言を作成していなかったこと、そして亡くなったA男の弟にも相続権が認められることの2つを挙げることができます。

まず、生前にA男が遺言を作成していれば、基本的にその内容に従って遺産は配分（処理）されます（子や親であれば遺留分により修正される可能性は残りますが、兄弟姉妹には遺留分はありません。）

次に遺言がない場合、法律の規定に従って、遺産を配分することになります。

- 1) 配偶者は、常に相続人になります。
- 2) 次の順序(①子がいなければ②親という具合に)で配偶者ともに相続人になります。

①子（直系卑属）

②親（直系尊属）

③兄弟・姉妹

相続分は、次のとおりです。

①子と配偶者 → 1/2 : 1/2

②親と配偶者 → 1/3 : 2/3

③兄弟と配偶者 → 1/4 : 3/4

故に、B子は、C男にA男の遺産1/4にあたる1,000万円を渡さざるを得なかったのです。

■対策

弟であるC男には遺留分はありませんので、A男が生前に全財産を妻B子に相続させる旨の遺言（簡易例参照）をせめて作成しておけば、このような事態を防ぐことができました。

一番簡便な方式は、自筆証書遺言ですが、遺言者が、その遺言の全文、作成日付、氏名の全てを自ら書き※、押印することで成立します。

※一部制度改正あり

■まとめ

お子さんのいないご夫婦は、残された配偶者のために生前に遺言書を作成することを強くお勧め致します。

今般、配偶者居住権の創設等法律の改正がありましたので、内容、遺言の方式など詳細については、弁護士や司法書士など身近な専門家にご相談下さいませ。

【簡易例 全て自筆で!!】

遺言

- 1) 私は、私の全ての財産を妻である北沢B子に相続させる。
- 2) 私は、この遺言書の執行者として妻北沢B子を指定する。

●年●月●日

北沢 A 男 (印)

執筆者紹介

桑原法律事務所

弁護士 桑原 慎也

所在地：世田谷区松原 1-37-21 小野ビル 4階

電話：03(5355)0818

業務時間：平日 9:30 ~ 17:30

自社株評価(7)

さて、前回の続きです。今、ここに含み益のある土地がある会社があり、この会社の株式については、次となっています。

(資料)

資本金 3,000 万円 (発行済株式 3,000 株、1 株の額面@1 万円、すべて社長が保有)

純資産価額での評価額 1 株当たり 50 万円

類似業種比準価額 1 株当たり 5 万円

この場合、会社規模が大会社であれば、類似業種比準価額方式で評価しますから、

@5 万円×3,000 株=1 億5,000 万円となりますね。

ところが、前回見たように、比準要素1 の場合には、次の計算になります。

類似業種比準価額×0.25 + 純資産価額×0.75

そこで計算すると、@5 万円×0.25 + @50 万円×0.75 = @38.75 万円

つまり、@5 万円だった株式が、@38.75 万円と評価され、社長の持ち株3,000 株の評価は、11 億6,250 万円となってしまい、評価額は10 億1,250 万円も増加してしまいます。

ここで、比準要素1 とは、利益・配当・純資産(帳簿価額)の3 要素のうち、2 要素がゼロの場合です。具体的には、利益が赤字、配当が0 というのがケースとして多いようです。景気循環の谷間で利益が赤字となってしまった、そして、赤字だから配当も出していない、という場合です。しかし、この状態では、比準要素1 となってしまい、上の例では

1 億5,000 万円→11 億6,250 万円(+10 億1,250 万円)となるのです。

では、このような事態を回避するためには、どうしたらいいでしょうか。そもそも比準要素1 とは、利益・配当・純資産(帳簿価額)のうち、前述のように利益・配当の2 要素が0 である、というケースが多いのですが、それなら、利益か配当のどちらかを0 でないようにする、ということを行うしかありません。そのうち利益は景気循環の影響により0 (赤字)になってしまったのでどうしようもありません。そこで、配当を実施することで比準要素1 を回避していくことになります。

では、どのくらいの金額の配当をすればいいのでしょうか。そこで、比準要素の判定について、少しだけ専門的な説明をします。次の例を見てください。

(例示)

資本等の金額 3,000 万円 (額面@50 円株式に換算すると、600 千株を発行している)

【配当・利益・純資産の状況】

	配当金額	利益金額	純資産価額
①直前期	60千円	0千円	60,000千円
②直前々期	0千円	0千円	60,000千円
③直前々期の前期	0千円	0千円	-

※発行済株式数は、1 株額面@50 円で600 千株とする。

【3 要素判定】 額面株式@50 円に対して

判定要素 (1株当たり)	直前期末を基準	注1	注3	注5
		0円00銭(05銭)	0円	100円
	直前々期末を基準	注2	注4	注6
	0円00銭(05銭)	0円	100円	

注1 ①と②の2年間の配当金額の平均値(2年間の配当金額の1/2)
 注2 ②と③の2年間の配当金額の平均値(2年間の配当金額の1/2)
 注3・上段 ①の法人税の課税所得金額
 注3・下段 ①と②の2年間の課税所得金額の平均値(2年間の課税所得金額の1/2)
 注4・上段 ②の法人税の課税所得金額
 注4・下段 ②と③の2年間の課税所得金額の平均値(2年間の課税所得金額の1/2)
 注5 ①の資本金等の金額と利益積立金額の合計額
 注6 ②の資本金等の金額と利益積立金額の合計額

(留意事項)

・配当金額→@10 銭未満の端数を切り捨てる。
 ・利益金額、純資産価額→@1 円未満の端数を切り捨てる。

では、ポイント解説をしていきます。非上場株式の評価をする場合、財産評価基本通達では、株式は額面@50 円として、計算を行います。そこで、資本等の金額が3,000 万円のときは、600 千株として、1 株当たりの配当・利益・純資産を計算します。

さて、上記の例は、とりあえず形だけ配当をすればいいだろうと考えて、直前期に配当を3 万円だけ実施したケースです。ところが、この場合では、配当は0 として扱われ、比準要素は1 のままになります。

理由は、財産評価基本通達で定められている比準要素の配当の計算方法によります。配当は過去2 年間の平均で計算をし、さらに額面株式@50 円に対して、1 株当たり@10 銭未満である場合には切り捨てる、すなわち0 として扱うと定められているからです。

そこで、計算してみると、次のように端数処理で切り捨てられ、比重要素としての配当は0 として扱われるのです。

配当60,000 円÷2 年=30,000 円

30,000 円÷600,000 株=0.05 円→5 銭

∴切り捨て (10 銭未満切捨て)

そこでどうすればいいかといえば、2 年間平均で10 銭以上の配当を実施することです。50 円に対して10 銭ですから、毎年配当をしている場合には、0.2%の配当、前期に配当をしていなければ0.4%の配当というのが、切り捨てられない最低ラインになります。そこで、安全を見て、資本等の金額の1%の配当を実施する、ということを行う法人も多いようです。そして、1%配当の実施により、今回のように含み益を持つ資産がある法人の事例では、社長が保有する非上場株式の評価が、1 億5,000 万円→11 億6,250 万円 (+10 億1,250 万円)となることを回避して、本来のあべき評価にすることができます。

なお、配当等については、資本金額ではなく、資本等の金額に対しての計算になる等、専門的な事柄がありますので、事前に顧問税理士先生へご相談してくださいませ。

執 筆 者 税理士：川 辺 洋 一

所在地：世田谷区代田 5-34-8 カーサ下北沢 103

電話：03(5433)8380

主 な 著 作：「コストダウンのための原価のしくみ」他



2019年 夏の健康診断のご案内

(お申し込みは次号6-7月号に同封の申込用紙をご利用ください。)

予定会場: 烏山区民会館 3F 集会室

(世田谷区南烏山6-2-19 TEL:03-3326-3511)

京王線 千歳烏山駅 北口下車 徒歩2分

実施日: 2019年8月21日(水)/26日(月) 両日共 9時~12時

ポイント「充実した健診内容」

1. 一般健診・・・最も基本的なコースで、血液検査の法定成人項目(9項目)はもとより、脂質代謝、肝機能、糖尿、貧血、腎機能、膵機能、免疫検査までカバーした血液検査(25項目)を含む大変充実のコースです。
2. 生活習慣病健診・・・上記健診内容に消化器検査(バリウム)などを追加したコースです。また、便潜血反応検査は精度の高い2日法です。
3. 総合健診・・・こちらは、超音波検査や腫瘍マーカー検査まで加えた人間ドッグコースです。
4. 血液検査・・・前回より新設したコースで、血液検査のみ実施します。(25項目)
5. オプション検査・・・各種項目も充実。各コース受診の皆様を対象に、ご希望にて実施いたします。

◎ お問い合わせ先: 医療法人社団 シーエスケー・クリニック 担当 村上

TEL: 03-3413-0571 FAX: 03-3487-2429

川柳を公募致します

第2回 ほうじん北沢 川柳コンテスト

- ◆募集内容・・・「日常生活」をテーマとした自作未発表の「川柳」(五・七・五の17音の短詩。風刺・こっけい)が特色
- ◆審査員・・・北沢法人会広報委員会
- ◆結果発表・・・広報誌「ほうじん北沢」(当誌) 2020年1月号に掲載
- ◆募集切・・・2019年11月30日(土)
- ◆賞・・・年間最優秀賞 1名(3,000円分ギフト券)
年間優秀賞 2名(1,000円分ギフト券)
佳作 10名(記念品)
- ◆入選作品の扱い・・・入選作品の著作権は主催者に帰属致します。
- ◆提出先・お問い合わせ
〒154-0022 世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会「川柳コンテスト」係
TEL 03-5450-7121 FAX 03-5450-7122
Eメール: info@kitazawahoujinkai.or.jp
- ◆応募方法・・・氏名・年齢・ペンネーム(必須)・〒住所・電話番号をご記入の上、郵便、ファックスまたはメールにて北沢法人会事務局宛にお送り下さい。なお、応募は1回につき2点までとさせていただきます。

平成30年 年間最優秀賞「税金はめぐりめぐって皆のため」

年間優秀賞「税金が心をつなぐ福祉かな」

年間優秀賞「納税日 納めてホッと 美味しい酒」

代沢・代田支部「北沢川緑道の桜まつり」



平成31年3月31日、北沢法人会代沢・代田支部は、北沢川緑道の桜祭りに渡瀬支部長他6名で税金クイズの出店をしました。法人会の青法被で揃え、交代で呼び込みをし、休憩でおむすびや唐揚げを食べたり、お隣のヤクルトさんから差し入れを貰ったりとお祭り気分を楽しみました。

税金クイズは、どの様に税金が使われているか等の2択クイズが5問で、映画館の売店が軽減税率の適用を受けることが驚きだったようです。全体の正答率は8割程度でした。景品は国旗の入った絆創膏が人気で、みんな楽しそうに

お花見に戻っていきました。10時から3時間でお花見客150人に参加してもらいました。

昼過ぎの帰り道、朝とは打って変わって花も開く陽気になり、緑道は思い思いに写真を撮る人、シートを広げて花見弁当を楽しむ人で溢れていました。おそらくは、今年最もよい桜を見ることができる週末でした。

緑道沿いの代沢小学校の碑には、代用教員だった坂口安吾が紹介されています。傑作『桜の森の満開の下』では、桜に魂を散らされると怖れる山賊が、追いはぎで出会った女を妻にします（実は桜の鬼の様）。山賊は一人で桜が満開になるのを見に行きたい理由を妻に問われ、「花の下は涯^{はて}がないからだよ。」と答えると妻に苦笑されてしまいます。幻想的な短篇で、得も言われぬ余韻が残ります。桜に因んだ作品としておすすめです。

代沢二丁目の清風園の庭先では、桜の古木のみならず、チューリップや木蓮、遅い紅梅など万花咲き誇る一簾の春となりました。

皆様、お疲れ様でした。

(代沢・代田支部 阿川 健志)

文学者の碑については「せたがや、下北沢周辺の文士旧居跡」を参照
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kitazawa/12000/12001/12025/d00037757.html>

桜上水支部「しもたか大桜まつり」



平成31年3月30日(土) 日本大学文理学部正門前にて今年もまた「しもたか大さくら祭り」に出店いたしました。

桜は満開でしたが前日までの暖かさは何処へ行ってしまったのか?曇り空の肌寒い一日でした。

しかしブースでは温かい甘酒を無料で提供し、さらに焼きたての磯辺焼も販売していたので、むしろ寒さが幸いして温かい食べ物を求める人たちで大盛況となりました。



用意していた甘酒、磯辺焼はすべて完売となり、もちろん税金クイズの用紙もすべて解答していただきました。

残りの時間は風船を子どもたちに配っていました。寒さを忘れあつという間の一日でした。

(桜上水支部 副支部長 高宮 英輝)

給田・北鳥山支部 「第2回 公開税務研修会」

平成31年3月19日(火)、昭和信用金庫鳥山支店様から今回も快諾いただき、同支店3階の「しあわせプラザ」で、地域の事業主の方、会社の担当者の方はじめ支部会員の皆さんに参加いただき、平成最後の支部公開税務研修会(本年度第2回目)を開催しました。

講師は「ほうじん北沢」に毎号執筆中の社労士の大竹謙一先生(当支部会員でもあります)をお願いしました。「働き方関連法と違反したときの罰金の税務処理」で研修をしていただきました。

まず「働き方改革」で労基法はじめ8本の法律の改正があり「長時間労働の是正」「多様な働き方の実現」「公正な待遇の確保」のための措置が取られたことをサラッと見ました。

その後、研修の大半は、この4月から、中小企業・個人事業主も含むすべての使用者に適用が開始される、4月以降10日以上有給休暇を付与する場合、年5日は有休を労働者に取得させなければならない義務について勉強しました。有休管理簿作成と保管(3年)、使用者が時季を指定し有



講師
社会保険労務士
大竹謙一先生

休を取得させるための就業規則の整備、などが必要なことを学びました。罰金については交通違反と同じで損金処理はできないようなので税理士に相談するように、とのことでした。

終了後は場所を変え、社労士でもある松崎支部長の補足・解説もあって、席替えもしながら活発にお互いに情報交換をして懇親を深めました。

(給田・北鳥山支部 副支部長 本庄 謙一)

給田・北鳥山支部 「第2回 移動研修会」

平成31年3月28日(木) 支部恒例の現地集合・現地解散の移動研修会を実施致しました。今回は、2001年(平成12年)から開始された“東京外かく環状道路”工事現場の見学会です。

現在、関越道～東名高速間16kmが事業中ですが、給田北鳥山支部を通る中央自動車道の三鷹市に工事中の中央ジャンクション(仮称)と一般道の東八道路インターチェンジ(仮称)の大規模工事現場を見学しました。完成時は、中央ジャンクションから通じる自動車道は地下40m以深のトンネルになり往復6車線の車道になるようで、東名高速・関越道にも近くなり渋滞緩和や円滑な交通網を実現する重要な道路になります。

今回は、支部幹事で現場近くに在住の浅川さんが、数年前から地元の説明会に何度も参加し熟知されている事から、東京都から取り寄せた資料をもとに工事中の現場を通りながら完成時期や完成後の解説をしていただきました。

当初は2020年には完成予定との事でしたが、まだ5年は先になりそうです。インターチェンジが出来る東八通りも拡幅の工事などで交通渋滞が起きていますので、早い開通が待たれます。

見学後の懇談会は近くの会場「どん亭」まで、まだ三分咲きの桜並木を散策しながら到着、美味しい食べ放題”しゃぶしゃぶ”で盛り上がりました。

今回は、今期で退会される武田相談役の送別会を兼ねました。武田さんは40数年を超える法人会活動の中で副会長・



支部長として活躍、勲奨活動・支部活動に限らず異業種交流会の発案等、時には勇み足になるほど力が入り周りはハラハラすることもありましたが、常に前を向いて支部会員を引っ張って頂きました。

会は離れますが、時には客員として参加して下さるようお願いして送別になりました。今期最後を手拍子で締め閉会となり、暗くなった道を三々五々解散になりました。

(給田・北鳥山支部 相談役 中村みのり)



今期で退会される武田相談役(右)に
花束を贈呈した松崎支部長(左)

梅丘支部「第2回公開税務研修会」および「懇談会」



講師：北沢税務署 法人課税第一部門 田中健太郎氏(左)と
ファイナンシャルプランナー 廣田隆之氏(右)。

平成 30 年度梅丘支部による第 2 回公開税務研修会が平成 31 年 3 月 27 日水曜日に北沢法人会館大会議室で行われました。

まずは瀬川組織副委員長の司会に始まり、開会の挨拶を私、細谷が務めさせて頂きました。

第一部で「『軽減税率』対応するための準備はコレ!」という題材にて北沢税務署法人課税第一部門国税調査官の田中健太郎氏をお招きしてご講演頂きました。軽減税率8%については酒類・外食を除く飲食料品、週二回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)が対象品目であることを再確認し、8%と10%の税率ごとの商品管理やレジ、受発注システムの整備や事前準備等について詳細にご説明頂きました。

続いて、梅丘支部のファイナンシャルプランナーである廣田隆之氏を講師として「資産運用と相続について」の講演がありました。資産には固定資産(土地・建物等)、金融資産(現金・預金・株式・国債等)と分けて考える必要があり、資産運用としては保険会社の個人年金保険は将来年金受取、または一括受取をすることができ、比較的安全な運用であるのに対し、株式はハイリスク・ハイリターンとの解説がありました。他の運用先として銀行の投資信託や外貨預金等を挙げておりました。何れの資産運用も自己責任となりますので分散投資などでリスクヘッジをするなど慎重に選んで行くといいと感じました。

また、相続については事象によっては非常に難しくなるため、軽率に判断せず、弁護士や詳しい方に直接相談する必要性を感じました。以上のご講演の後、広瀬副会長による閉会のご挨拶で第一部は締めくくられました。

第二部懇談会は、平塚けいじ幹事のもと、美登利寿司梅丘本店にて開催されました。

寿司や料理や酒を口にして一日の疲れを癒しつつ進行し、梅丘支部として平成最後の懇談会ということで大いに盛り上がり、時の経過も忘れあつと言う間に会はお開きとなりました。ご参加頂いた皆様、お疲れ様でした。

「梅丘老人集まりいとをかし」の川柳で締めさせて頂きます。
(梅丘支部 副支部長 細谷 豊)



懇親会は木村さんの乾杯から

世田谷区内の中小企業にお勤めのみなさま・事業主のみなさまへ!!

セラ・サービスに加入しませんか!!

入会金 1名につき500円 会費 1名につき600円(月額)



グルメ スポーツ 暮らし トラベル 健康 レジャー

例え
こんなにお得!
 管理費の削減に
従業員のみなさまの定期健康診断費用
1名2,000円の補助
みんな行きたい
あのテーマパークのワンデーパス
1名2,500円の補助(年間1回)

※このほかにもさまざまなお得なサービスを提供しています。
 詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ ☎03-3411-6655

セラ・サービスは、世田谷区産業振興公社が運営する世田谷区内中小企業向け福利厚生サービスです。

格安な会費で各種割引チケットや宿泊・レストラン・ゴルフ場など、さまざまな割引サービスが利用できます。

《ご加入について》

世田谷区内の事業所単位で、勤務する従業員の皆さま全員でご加入いただけます。

- 中小企業=従業員数300人以下の事業所(病院・学校法人・NPOを含む)
- 事業主様の負担した会費は、法人は損金、個人は必要経費として控除できます。

セラ・サービス 公益財団法人 世田谷区産業振興公社

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4 階

セラ・サービス

下北沢支部「池ノ上さくらフェスティバル」

平成31年4月14日(日)、池ノ上駅周辺で、「第8回池ノ上さくらフェスティバル」が開催されました。

下北沢支部は、年度初めの支部活動として、焼きそばの販売と税金クイズの配布を行うブースを出して、毎年参加しています。ブースの設営から、販売、撤収まで、適切な役割分担と多数の会員さんのお手伝いのおかげでトラブルもなくスムーズに終わることができました。過ごしやすいお天気と来場者数の多さから、予定より1時間も早く、焼きそば販売と税金クイズ200部の配布が終了したのは、うれしい悲鳴でした。また、お手伝いくださった新規加入の会員さんも多く、今後の支部活動だけでなく、本部行事への貢献も期待できる一日でした。地域との連携、法人会活動の浸透、会員同士の繋がりを大事にしてきた結果であるとともに、今後も支部活動を



活発に行い、本部行事を盛り上げ、法人会の発展に寄与したいと思います。

(下北沢支部 副支部長 長沼 洋一郎)

明大前支部 「第2回 公開税務研修会」

明大前支部では、平成31年3月25日(月)に、平成30年度第2回公開税務研修会を開催しました。

平成30年度第2回公開税務研修会は、第一部を昭和信用金庫明大前支店の会議室をお貸りして、公認会計士・税理士の鈴木竹夫先生に講師をお願いし、『利益と資金収支の関係について』というテーマでお話し頂きました。

鈴木竹夫先生は、明大前支部の会員でもあります。また、数社の監査役を務められるなど、幅広い分野にて活躍されている先生です。第一部の研修会は、23名の方に参加頂きました。

税務研修の内容としては、

(1) 損益と資金収支

資金の定義や、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

(2) 資金管理のための帳票

企業経営において、資金管理は非常に大事なものであり、資金繰の実績の確認を資金繰実績表で行い将来の資金繰りを、資金繰り計画表を行う

(3) 利益と資金収支の関係

現金預金の増減と当期純利益の増減の関係について各勘定科目の増減が及ぼす影響について

(4) キャッシュ・フロー計算書の見方

直接法と間接法による、表示方法の違いやフリー・キャッシュフローについて

以上の各項目について、ある会社の貸借対照表と損益計算書を例に、図表を使用したわかりやすいお話をして頂きました。



講師：鈴木竹夫氏（懇親会にて）

今後の事業において、非常に参考になるお話でした。

第二部は、場所を変え、京王線明大前駅前のハミングバードにて、会員懇談会を開催しました。第二部の司会は、明大前の名司会者(株)ロードスターの深見さんです。

今回は、新入会員の方にも2名ご参加頂き、恒例の各社の自己紹介や数日後に新元号の発表があったこともあり、新元号の英語のイニシャルが何になるかを当てるクイズなどを行い、大変盛り上がりました。

この原稿を書いている今は、新元号の「令和」が発表されていますので、結果が分かるのですが、講師の鈴木竹夫先生1名だけが見事大当たりでした。

(明大前支部 副支部長 山田 稔幸)

お店や会社の各種PR広告に
万一の災害時には避難誘導や告知に

LEDサイン

どこでもスマホでカンタン文字送信・多言語対応・極薄・軽量・防水・防塵・配線不要・バッテリー駆動▶LED表示器をお探しなら

(株)ユニワールド/ブロードメディア・サービス(株)
☎ 5376-7233 www.bm-s.jp/

会員紹介

下北沢支部 くらる (CURAR) 整骨院

小田急線下北沢駅の南西口と東口より徒歩1分!!
京王井の頭線下北沢駅中央口より2分 下北沢西口から3分!!
お陰様で下北沢で開業し今年4月で丸11年になり、私自身接骨業界で25年携わっております。患者さま一人一人の身体の痛みを緩和できるよう、納得のいくカウンセリングとパキボキしないソフトカイロプラクティックでアクチベーターを用いた骨格調整の施術手技を行います。

骨折、脱臼、捻挫、打撲、スポーツ外傷など怪我に対する保険診療適応。また、スポーツ業界や医療業界でも注目されているインディバ・アクティブを取入れた施術外傷のみ保険内で施術致します。もちろん、交通事故や労災のお取り扱いもしています。

また、肩こりや腰痛などの慢性疲労や、インディバでの身体のメンテナンスなどや、小顔になりたい方や顎関節症の患者さん向けには頭蓋調整、産前産後の妊婦さんの骨盤調整などは自由診療（保険外）として行っております。

2階では、インディバ専門サロンを併設しており、美容・痩身はもちろんのこと、妊活 腸活 温活に対応。また、ニュースキャンを用いた波動セラピーも行っております。こちらは、完全予約制になります。

新患さんの受付は随時受け付けておりますので、お気軽にお立ち寄り、ご相談下さい。



所在地=世田谷区北沢 2-20-2
定休日=日曜・祝日*随時変更をHPに掲載しております。
営業時間=午前：月曜～土曜 10:00～13:00
午後：月曜～金曜 15:00～20:00
土曜のみ 15:00～18:00

会員紹介

梅丘支部 株式会社 アロハカーゴ



(株)アロハカーゴの蒲池です。

物流会社として、各企業をはじめ、病院、学校、放送局、各政府機関等、様々な所へ高級弁当や薬品をお届けしております。

この度、新事業部門として介護タクシー「アロハケアタクシー」を開始しました。

真心のこもった接客をモットーに活動しております。どのような事でも、お気軽にご相談ください。

●送迎時の介護サービス内容●

車椅子・階段昇降時の補助など。普通利用、チャーター利用、病院同行付き添い、買い物同行付き添い、家族旅行送迎同行付き添い、その他お気軽にご相談ください。



アロハケアタクシー世田谷
世田谷区梅丘1-56-2
TEL. 03(3706)0996
FAX. 03(3706)0916

◇賀詞交歓会での出来事◇

ちょっと前の話になりましたが、今年の北沢法人会新年賀詞交歓会での事です。

梅丘パークホールに少し遅れて着いた時、既に税金クイズで会場は盛り上がっていました。

1回戦のクイズで勝ち残った数名が決勝戦を行い、経堂支部の宿谷さんが優勝しました。

私は2回戦から参加したところ、予選を勝ち残り今度は私が決勝戦に参加、北沢税務署管内の昨年度消費税の総額は？という問題で『250億』と答えたら何と優勝！商品券をゲットしました。税金クイズの優勝者が経堂支部から二人出たのは偶然ではなく、日頃から支部の会員会議や研修会などの度に10分程度税金クイズを行っていたおかげだと思います。

昨年11月に税務署長表彰を賜りました記念品も税務署より同日に頂戴しました。

税務署の皆様、法人会の皆様本当にありがとうございました。

(経堂支部 鳥居 佐智子)



◇令和最初のほうじん北沢◇

この号から「ほうじん北沢」は令和発行となります。新しい時代を記念して「祝令和」の見出しを掲げ、皆様のますますのご発展を祈念しました。

新年度から表紙のテーマを新しく【世田谷の歴史・文化を現す「史跡・名所・旧跡」】とし展開して行く事となりました。

今回、まずは私の地域の近場数カ所から検討してみましたが、普段目にしてはいるのですが意識しないと見過ごしがちで、良く調べて見ると、この旧跡・石碑にこんな由来やストーリーが有ったのかと意外な発見が出来ました。

皆さんの地域にも「史跡・名所・旧跡」が有るのではないのでしょうか？“こんな「名所旧跡」が有るよ”などといった情報が有れば是非編集委員や事務局にお知らせいただければ幸いです。きっと私たちが暮らしている地元の歴史・文化を見直すきっかけになるのではと思います。

また、川柳も募集しています。募集要項をご覧ください。多くの投稿をお待ちしております。

新年度・新時代を迎え、自分としましても微力ながらより皆様に親しまれる広報誌になるよう努力したいと思っております。

(梅丘支部 細井 眞一)

◇桜まつり◇

本年も3月末から4月中旬にかけて北沢地区各所にて桜まつりが催された。

特に今年はソメイヨシノが咲き始めてからも寒い日が多かったせいか、およそ3週間にわたって楽しませてくれた。

北沢地区では、3月23日に松原6丁目の区立総合福祉センターにて行われた「さくらまつり&ありがとうフェスタ」を皮切りに、翌週の土日には「しもたか大さくらまつり」や「代沢桜まつり」、そして「代田さくら祭」、4月に入ってからは上北沢、八幡山、芦花公園、千歳鳥山と、京王線の各駅周辺の商店街を中心に行われ、最後に「池ノ上さくらフェスティバル」が行われた。

さてそのような中で、私が一番気に入っているのが「芦花公園 高遠小彼岸桜祭り」。何と言っても、長野県の高遠城址公園から寄贈された門外不出と言われている桜の木が植えられていて、少々濃い目のピンクの色が訪れる人を和ませてくれる。

ところで、これらの桜まつりの中で、当会の各支部で出店しているものも数多く、今号にて掲載している。

そのような訳で、もし今年の桜まつりに参加出来なかった方々は、本誌にて桜まつり巡りをなさっては如何でしょうか。

(明大前支部 塩原 孝夫)

税金クイズこたえ

第1問 答え ① 砂糖の色の違い

砂糖消費税法が施行された明治34(1901)年の砂糖への課税方法は、砂糖の色の違い(色相別課税制度)で等級区分し、課税されました。最も等級が低いのは黒糖で、精製を繰り返して白くなるほど等級が上がり、税率も高くなりました。黒糖は庶民層の需要が多いため税率を低くし、白い砂糖は贅沢品なので税率を高くするといった考えに基づいています。昭和15(1940)年から、糖蜜を分離しない方法で製造した砂糖(含蜜糖)を第1種、糖蜜を分離する方法で精製・製造した砂糖(分蜜糖)を第2種とする製造方法の違いで区分する方法(製造方法別課税制度)が取り入れられました。

また、含蜜糖でも糖度が86度を超えると第2種の中でも高い税率に分類するという、一部で砂糖の糖度の違いによる区分(糖度別課税制度)も加味されていました。この製造方法別課税制度(一部、糖度別課税制度)は、砂糖消費税法が廃止となる平成元(1989)年まで続きました。

第2問 答え ② 味噌

酢は、酒造税則によって明治16年(1883年)に課税が始まりました。これは、酢が酒を醸造した後に作られるものであるため、酢を製造する過程で課税対象となる酒が作られる以上、酢も課税すべきという考えからです。しかしアルコールではない酢への課税は明治18年(1885年)にすぐ廃

止されました。

一方、味噌が課税されなかった理由は明治18年(1885年)醤油税則の法案審議にみることが出来ます。この法案審議の記録である「元老院会議筆記」によると、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという当時の実態から、味噌への課税はこれらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたようです。また、味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものは少なかったようです。これも、味噌が課税されなかった理由の一つです。

お詫び

前号のほうじん北沢(No.344)4~5頁掲載の平成31年「第3回税金クイズ大会・会員勸奨表彰式会」次第及び「新年賀詞交歓会」の記事内にて金子副会長の氏名及び顔写真を掲載しましたが、当日は欠席されていたにも拘らず、誤って掲載してしまいました。

金子副会長並びに関係者の皆様に、大変ご迷惑をお掛け致しました事をお詫び申し上げます。

広報副委員長 塩原 孝夫

ほうじん北沢 345号
 令和元年5月1日発行
 発行所 〒154-0022
 東京都世田谷区梅丘1-43-1
 公益社団法人 北沢法人会
 発行人 飯野 光彦
 広報委員長 竹股 克之
 編集人 塩原 孝夫
 TEL 03-5450-7121
 FAX 03-5450-7122

R100 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。



開催
決定

出展予定 100 社以上!!

『出会って、未来だ。』

ビジネス マッチング 交流会 '19

2019.7.17 **水** 10:00-17:00

新宿NSビル NSイベントホール

主催 昭和信用金庫

共催 興産信用金庫・芝信用金庫

このたび昭和信用金庫は興産信用金庫・芝信用金庫との共催により「**ビジネスマッチング交流会'19**」を開催することとなりました。

当日は100社以上の企業、中小企業支援団体が出展いたします。多く交流や情報交換で、新たな販路の開拓、連携先の発見、経営課題の解決等、ビジネスチャンスの創造にお役立て下さい。是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】ビジネスマッチング交流会事務局

昭和信用金庫 営業推進部 事業支援課 tel.03-3422-6667 fax.03-3419-0651

URL: <http://www.shinkin.co.jp/showa/> E-mail: jigyoshien@showa-shinkin.co.jp

会員
特典

公益社団法人 北沢法人会 葬儀支援サービス

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

※記載のサービス内容は、2018年5月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低価格でご提供いたします。

ご提供される基本セットの内容

●祭壇



●お棺



桐上級棺

●寝台車



車庫から10kmまで

●内、外装飾用品

●お位牌(白木)

●枕飾り

●会葬礼状(100枚)

●ご遺影(白黒) など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。

※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なる場合がございます。

対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)

基本セットご利用料金

●75歳未満の役員

無料

●75歳以上の役員および役員のご家族[※]の方

24万円 (税別)

※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

ヨニイシクミ

フリーコール 0120-421-493

携帯電話にご登録ください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

まず始めに、「北沢法人会」とオペレーターにお伝えください。

提携葬儀社 暮らしの友

暮らしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。
高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

暮らしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

暮らしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族のご葬儀依頼も可能です。

加盟葬儀社 約500 斎場施設 2,700超

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: kitazawa_hou